

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

郵便番号 243-  
住所(ふりがな) 厚木市  
氏名(ふりがな)  
電話番号  
電子メールアドレス

電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、添付ファイル(電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見.doc)のとおり意見を提出します。

## 「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

### 1. 全般にわたって、基準を詳細に明記しないうちに料金制度の改定に着手するべきではない。

→今回の報告書では、全てにわたって記述があいまいで課金の基準がはっきりしない。例えば、「電波」という記述ひとつをとっても、どのレベルまでが電波で、どのレベルからノイズになるのかも明確に記載されていない。

今回無線LANやRFIDなどに課金されるのではないかという見方が広がり、混乱を招いたのも、今回の報告書を見るだけでは、課金対象さえ明確に理解できなかったためである。このような曖昧な規定で、料金制度の改定に踏み切れば、日本経済に混乱とマイナスの影響を招くことは避けられないと思われる。

### 2. 通信料金の課金対象に利益をあげていない新規ビジネスを含めるべきではない。

→情報家電であれ、無線LANであれ、RFIDであれ、まだ利益のあがっていない新規ビジネスに対して課金を行って、その健全な発展を阻害しておきながら、その結果得た利益を研究開発費にまわすというのは本末転倒である。

通信料金の課金対象は、事業によって、利益をあげているものに限定するなどすべきである。通信料金の課金対象は、事業によって、利益をあげているものに限定すると明記するなどして、新規ビジネスの成長・発展を妨げないよう、最新の注意をはらうべきである。

### 3. 現行の利用料制度の見直しを優先して行うべきである。

→新規に課金対象を増やすという話と、現在の利用料制度を見直すという話が同時に議論されているために、報告書全体が非常にわかりにくくなっている。まずは、現在の利用料制度の問題点を明確にし、その見直しを優先して行うべきである。